平成２７年（フ）第７６号
神戸市兵庫区夢野町２丁目14番地　倉地夢野文化Ｂ棟２Ｆ南
債務者　飯野　吉春
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５９号
兵庫県たつの市新宮町千本2096番地１
債務者　前床　翔馬
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３号
鳥取県米子市安倍178番地１　205号
債務者　武川　伸広
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第６号
鳥取県境港市福定町416番地４　アゼリア102、前住所鳥取県境港市湊町168番地　サンポート202
債務者　田中さゆき
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第４号
熊本県荒尾市増永1814、住民票上の住所熊本県合志市栄3192番地
債務者　木村　章次
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第５号
熊本県玉名市山田290番地
債務者　西本　弘子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１６号
宮崎市大字糸原3434番地４
債務者　溝口　直美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１００号
石川県加賀市片山津温泉乙24番地１　ヴィアンドゥ片山津202号室、従前の住所石川県白山市日向町和79番地４
債務者　辻中　達朗
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第６号
石川県能美市三ツ屋町イ42番地１
債務者　笹津　規義
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第３２０号
福井県大野市上丁第19号55番地１
債務者　辻　　定女
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
福井県鯖江市柳町４丁目３番21号
債務者　堀　　雄造
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４号
福井市勝見３丁目14番27号　ストークマンション福井1506
債務者　坂野　真理（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
福井市高木１丁目1013番地３　コーポ高木１－Ｃ号室、旧住所福井市花堂中１丁目13番21号　ベルトピア花堂中101号室
債務者　平井　　清
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
熊本市南区南高江１丁目18番82号　クリスタル東301号、前住所熊本市南区川口町1831番地
債務者　鶴田　昌美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
松江市東出雲町揖屋1015番地４
債務者　深田　惠子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１号
熊本市中央区九品寺１丁目７番５号　クラシック九品寺202
債務者　田中　久美（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４３号
熊本市南区近見３丁目12番38号
債務者　村本　静香（旧姓川勝）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係